

< 電子的診療情報連携体制整備加算について >

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算に係る施設基準に基づき、以下の通り対応を行っています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内掲示及びホームページに掲載しています。

診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に務めています。